

神戸市療育ネットワーク会議「2024年度 就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議」

(日時)2025年3月6日(木)15:00~17:00

(場所)三宮研修センター8階 805会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

(1)神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制について

- ①「発達相談支援体制の充実」(「こべっこ発達専門チーム」の活動地域の拡充)
- ②ペアレントメンター養成事業
- ③サポートブックの普及啓発について

(2)神戸市すこやか保育について

(3)特別支援教育の充実

(4) その他

3. 閉会

資 料

資料1 発達相談支援体制の充実(「こべっこ発達専門チーム」の活動地域の拡充)

資料2 ペアレント・メンター養成事業について

資料3 サポートブックの普及啓発について

資料4 インクルーシブな保育の推進にあたって(すこやか保育支援事業の見直しについて)

資料5 特別支援教育の充実

資料6 就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議(令和6年3月12日)議事要旨

[参考] 神戸市療育ネットワーク会議「就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議」(概要)
「就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議」実施状況

発達相談支援体制の充実（「こべっこ発達専門チーム」の活動地域の拡充）

（1）背景・経緯

発達障害に関する療育センターでの診察・訓練、こども家庭センターでの発達相談・検査の利用が増え、両センターの待機期間が長期化していたため、早期に利用できるよう、医師・保健師・心理士・福祉の専門職で構成する「こべっこ発達専門チーム」（以下、専門チーム）を発足（2023（令和5）年）。同年10月より垂水区・西区（西部療育センター担当地域）でモデル事業を開始し、2024（令和6）年6月より東灘区・灘区（東部療育センター担当地域）に拡充。

こどもの発達に関する保護者の相談ニーズは高く、多職種の専門職が区役所で相談対応を行うことで、保護者の不安や悩みを早期に軽減し、親子の状況に応じた福祉サービス等の利用勧奨や療育センター等専門機関を紹介している。療育センター・こども家庭センターの待機期間も順調に短縮しており（最大6カ月⇒2カ月）、令和7年度は全市展開することで、さらなる支援体制の充実に努めていく。

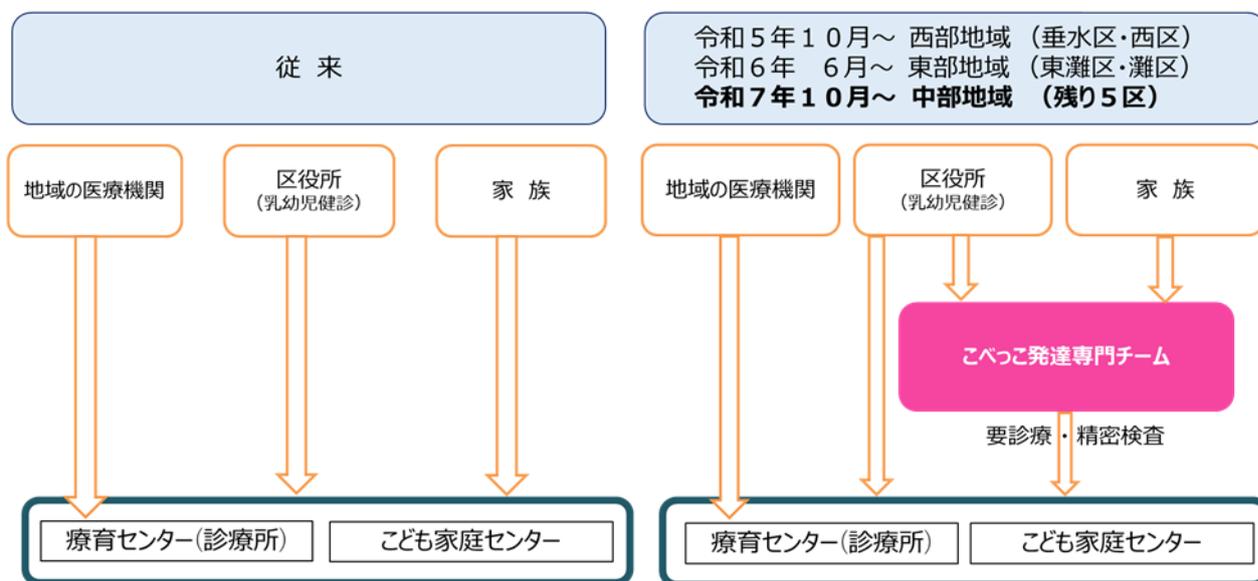
（2）モデル事業の概要

新たに中部地域（※）へ拡充し、「家族相談」を全市で実施する。

※中央区・兵庫区・北区・長田区・須磨区

※2025（令和7）年10月～予定

（事業イメージ）



① 家族相談

- 療育センター診療所など専門機関の利用を希望する方を対象に、保健師・心理士・福祉職が面談・簡易検査・行動観察を実施し、今後の相談・支援先を紹介する。

② 発達二次健診

- 乳幼児健診（1歳6カ月児・3歳児）後、発達のフォローが必要なこどもを対象に、専門チーム医師が健診。専門的見地から助言し、こどもの発達特性やニーズに沿った適切な支援先を紹介する。

③ 対応力向上

- 地域の医療機関や乳幼児健診出務者等を対象とした研修会を開催するなど、専門チームで得られる知見やノウハウの共有に取り組む。

（3）モデル事業の狙い

- こどもの発達が気になる家族からの相談に対し、専門チームが早期に対応することで、保護者の不安や悩みを軽減し、こどもの発達特性やニーズに沿った適切な支援先へ迅速につなぐ。
- 市の専門機関を利用するまでの待機期間を短縮する。
- こどもの発達に携わる地域の関係機関の対応力向上を図る。

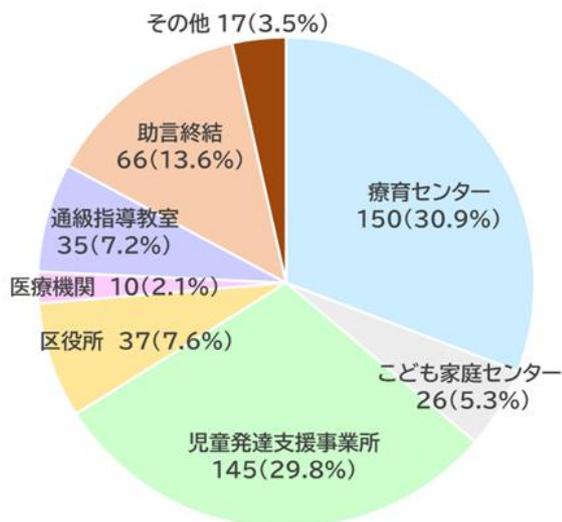
(4) 令和5年10月～令和6年12月の実施状況

○実施状況

	対応 件数	紹介 件数	療育 センター	こども 家庭 センター	児童発 達支援 事業所	区役所	医療 機関	通級指 導教室	助言 終結	※ その 他
発達二次健診	117	133	36	5	50	27	1	0	12	2
家族相談	306	353	114	21	95	10	9	35	54	15
合計	423	486	150	26	145	37	10	35	66	17
構成比			30.9%	5.3%	29.8%	7.6%	2.1%	7.2%	13.6%	3.5%

※その他の内訳 発達二次健診：市外転出 1・すこやか保育 1 家族相談：親子教室 15

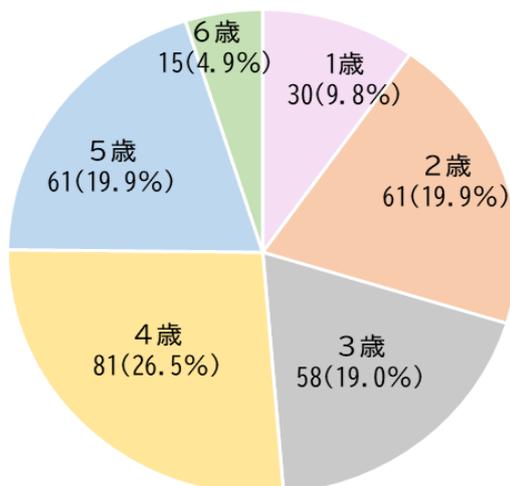
専門チームの紹介先（構成比）



○年齢内訳※入力時年齢（家族相談）

合計	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
306	30	61	58	81	61	15
構成比	9.8%	19.9%	19.0%	26.5%	19.9%	4.9%

家族相談 申込時の年齢（構成比）



ペアレント・メンター養成事業について

1. 経緯

地域での当事者同士の支え合いの推進を目的に、発達障害児の親の会等と協働し、同じ境遇にある親の悩みを解決するペアレント・メンター養成のための講座を平成 20 年度から実施。

平成 21 年度から平成 25 年度までは養成講座修了者をペアレント・メンターとして登録し、家庭療育講座（ペアレントトレーニング講座）などの活動の機会を確保してきたが、その後は養成講座・交流会のみ開催してきた。

令和 5 年度は、今後のペアレント・メンター事業の在り方を検討するため、研修会・検討会を開催し、親の会会員に参加していただき研修・意見交換を実施した。また、令和 4 年度以前の養成講座受講者を対象とした交流会も開催した。

【令和 5 年度】

日 程		講 師	参加者
8 月 3 日	研修会・検討会	大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター 准教授 望月 直人 氏	11 人
11 月 20 日	研修会・検討会		9 人
2 月 19 日	検討会・検討会	特任研究員 森 千夏 氏	9 人
12 月 8 日	交流会	発達障害者支援センター	14 人

2. 令和 6 年度の取り組み

(1) 他都市のヒアリング

- ・令和 6 年 7 月 16 日 大阪府発達障がい者支援センター「アクトおおさか」
- ・令和 6 年 7 月 17 日 おかやま発達障害者支援センター、ペアレントメンター事務局

(2) 令和 6 年度第 1 回神戸市ペアレント・メンター事業調整会議

委員：(学識経験者) 大阪大学 准教授 望月委員、筑波大学 助教 森委員

(親の会) NPO 法人ピュアコスモ 久村委員、兵庫県 LD 親の会たつの子 三島委員

開催日時：令和 6 年 7 月 24 日 (水) 15 時～17 時

協議事項：ペアレント・メンター事業の今後の方針、基礎講座について

(3) 養成研修（基礎講座）の開催（予定）

開催日時：令和 7 年 3 月 7 日 (金)、3 月 8 日 (土)

開催場所：神戸市立総合福祉センター 4 階 第 5 会議室

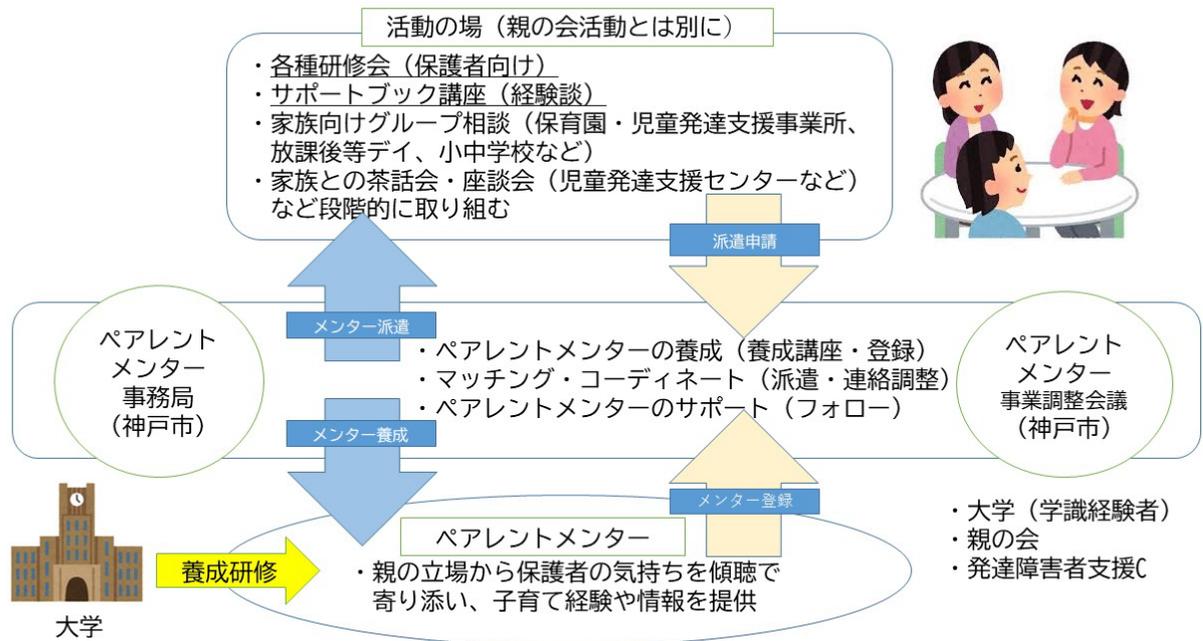
プログラム：別紙「神戸市ペアレント・メンター養成研修（基礎講座）受講者募集」参照

3. 今後の予定

令和 7 年度は、養成研修（応用講座）を開催し、研修の修了者でペアレント・メンターとして活動する意思を表明した方を、新たにペアレント・メンターとして登録する。また、ペアレント・メンターの活動の場の確保に努めるとともに、周知啓発に向けた取り組みを実施する。

4. ペアレント・メンター養成事業イメージ図

ペアレントメンター養成と活動の概要（神戸市）



サポートブックの普及啓発について

1. サポートブックについて

サポートブックは、発達に気がある子どもの保護者が、支援者に知っておいてほしい本人に関する様々な情報をまとめる冊子であり、全国の自治体、民間事業者において、様々な形式、対象年齢に応じたものが作成されている。

神戸市では、平成 19 年度に神戸市版として「サポートブックこうべ」を作成し、令和 3 年度に、PDF 版に加え Excel 版に改訂。「〇〇すれば～□□できる」という肯定的な表現でこどもの支援を共有する基本的な考え方の下、記入欄にチェックボックスを設けたり、子どもの成長に応じ差し替え・更新が可能な様式とし、令和 4 年度から、新しい「サポートブックこうべ」として、市 HP 上に掲載、必要に応じてダウンロードして活用いただいている。

また、令和 5 年度には、「サポートブックこうべ」を活用していただくための説明動画を作成し、市 HP に掲載した。

一方で、WEB 上で作成できる様式等も個人や民間事業者によって無料提供されていることから、保護者自身が負担なく使いやすいものを選んで活用していただけるよう、令和 6 年度から、民間事業者の WEB 様式も合わせて市 HP に掲載している。

【神戸市 HP】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86919/kosodate/sodan/hattatsushogai/siryo.html>



2. 令和 6 年度のサポートブック作り方講座について

サポートブックの存在を周知し、その活用を促していくための「保護者向け講座」、保護者等へ助言等を行える支援者を養成するための「支援者向け講座」、また、サポートブックを受け取る側の認知度の向上のため、教育委員会事務局にご協力いただき、新たに「教員向け講座」を開催した。

(1) 支援者向け講座（5回）

【内容】サポートブックの理解、保護者等への助言方法など

【対象】幼稚園、保育所（園）、認定こども園、児童発達支援センター・放課後等デイサービス事業所等の支援者や行政職員

【定員】20 名（定員を超えた場合は抽選）

【日程・会場】 ※時間はすべて 13 時 30 分～15 時

- ・9月17日（火） 会場：のぼら学園
- ・9月24日（火） 会場：ひまわり学園
- ・10月4日（金） 会場：まるやま学園
- ・10月8日（火） 会場：おかば学園
- ・10月22日（火） 会場：六甲ふくろうの家



(2) 保護者向け講座（4回）

【内容】 サポートブックの理解、サポートブックの書き方など

【対象】 発達気になる子どもの保護者（就学前の児童3～9才程度）

【定員】 20名（先着順）

【日程・会場】 ※時間はすべて10時～11時30分

- ・11月7日（木） 会場：西区役所
- ・11月19日（火） 会場：こべっこランド
- ・12月17日（火） 会場：こべっこランド
- ・1月27日（月） 会場：おかば学園

(3) 教員向け講座（1回）

【内容】 令和6年度 特別支援教育コーディネーター研修（全体研修）※動画研修

研修内容「切れ目のない支援について」の中で、サポートブックの理解に関する研修動画を配信

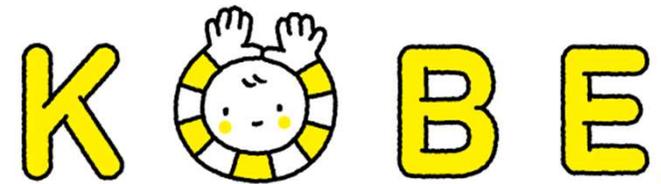
【対象】 令和6年度 特別支援教育コーディネーターに指名されている者（全員）

【日程】 令和7年2月12日～3月24日

インクルーシブな保育の推進にあたって

(すこやか保育支援事業の見直しについて)

こども家庭局 幼保事業課



令和7年度 こども家庭局主要施策より抜粋

こども・子育て世帯の状況に応じた支援

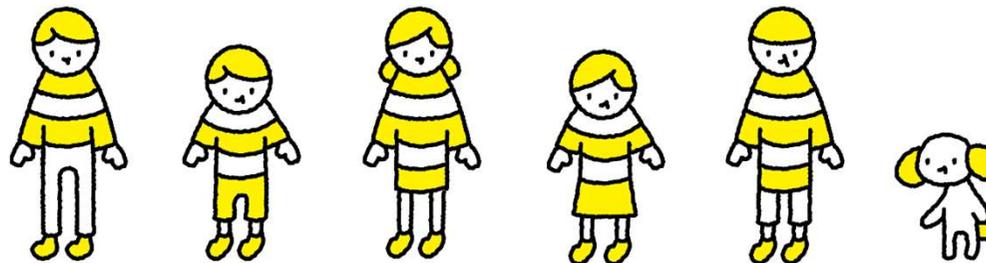
発達が気になるこども等への支援充実及びインクルーシブな保育の充実

①すこやか保育の充実

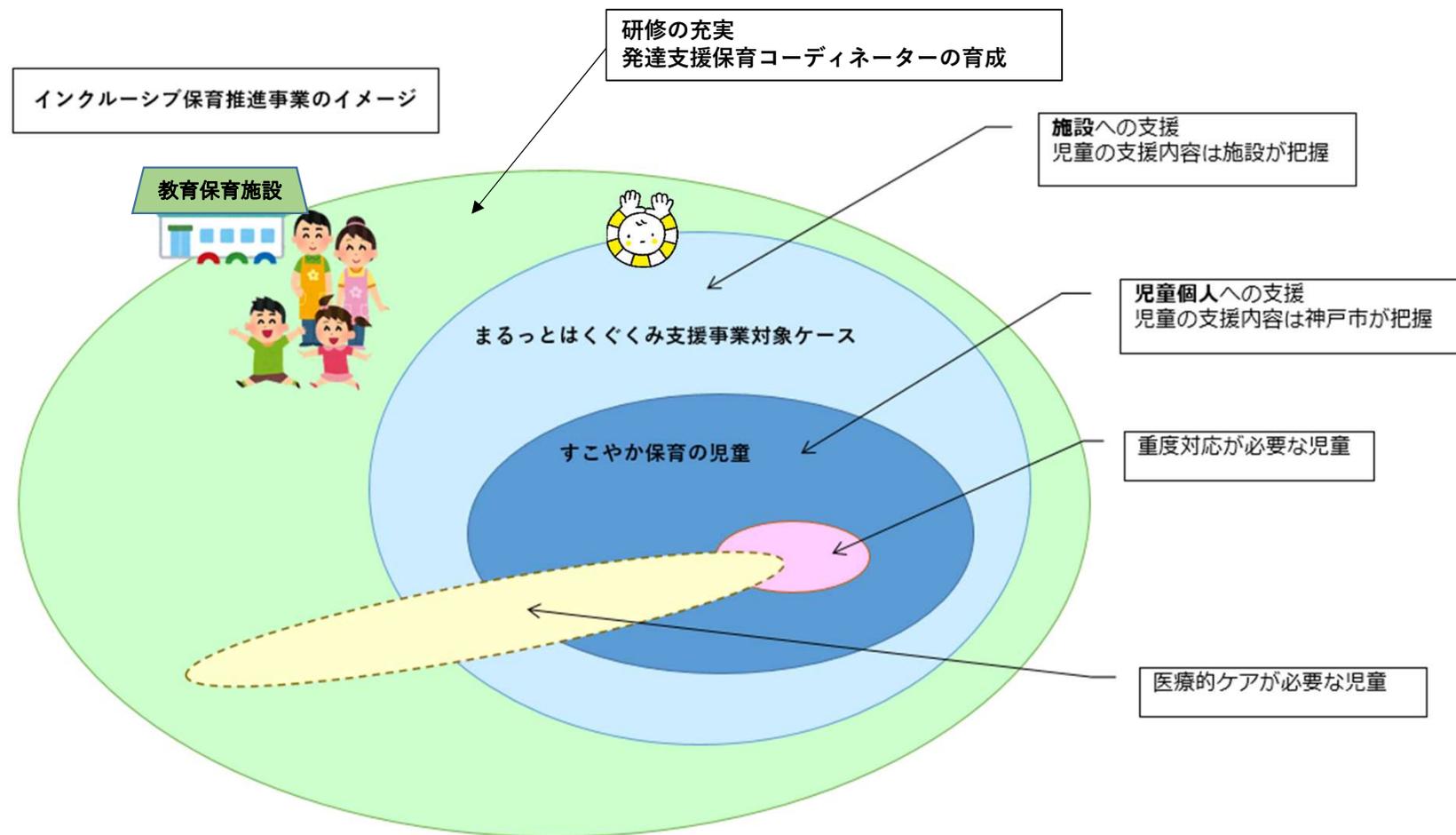
障がい児などに対して、必要な支援・援助を行いながら集団の中で成長発達を促進するための保育士加配補助を拡充する。

②インクルーシブな保育を推進するための施設支援の充実

また、手帳等を所持しない児童を預かる保育施設への支援として、保護者同意不要の補助制度を創設する。



インクルーシブ保育の充実のイメージ図



インクルーシブ保育の充実にもない 既存のすこやか保育支援事業の簡素化及び重点化

現行のすこやか保育支援事業支援



令和7年度からのすこやか保育支援事業支援



判定から区分決定に変更で手厚い支援

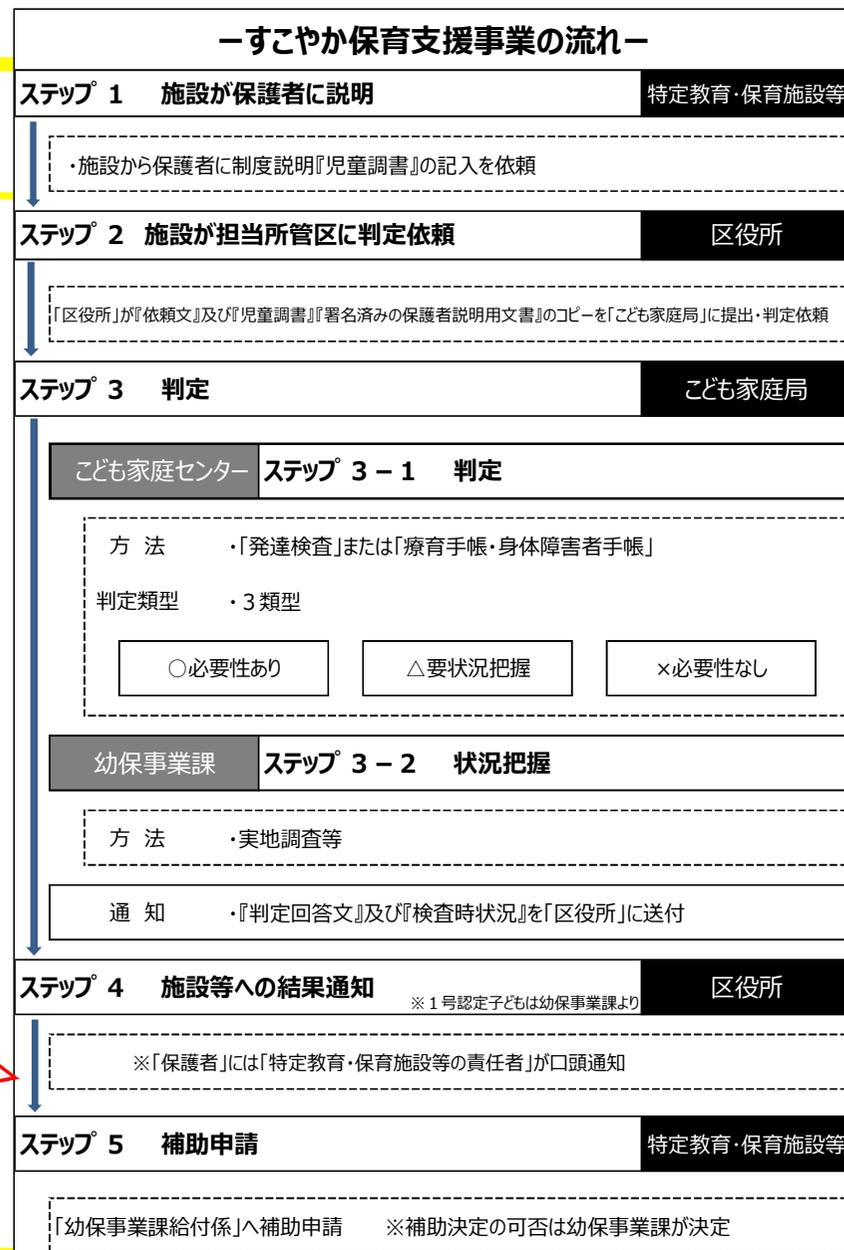
現行のすこやか保育支援事業支援

- 現行制度では申請後すこやか保育の対象児は、軽度区分の補助対象となります
- 障害の程度が重く、対応が困難なケースはすこやか判定の結果通知ののち、幼保事業課の保育士が施設を訪問し、重度認定に該当するか児童の状況を観察し、幼保事業課での会議後、重度対応として認定後改めて重度区分の補助対象となります

現行では、重度認定は「ステップ4」と「ステップ5」の間に

- ①幼保事業課の施設訪問
- ②保育の状況確認
- ③重度認定会議
- ④通知

の作業が必要



判定から区分決定に変更で手厚い支援

令和7年度からのすこやか保育支援事業支援

- 区分基準を施設に公開し、児童の障害に合わせた補助メニューで申請と共に支援が実施可能
- 障害の程度が重度と中度に対し支援を強化

現行制度の重度区分確認をなくし、障害の程度で補助メニューを決定。迅速な支援を実現



障害の程度	基準表	補助メニュー
重度	療育手帳A 身体障害者手帳1級・2級 精神障害者福祉手帳1級 心理検査数値DQ~35	区分①
中度	療育手帳B1 身体障害者手帳3級・4級 精神障害者福祉手帳2級 心理検査数値DQ36~50	区分①
軽度	療育手帳B2 身体障害者手帳5級・6級 精神障害者福祉手帳3級 心理検査数値DQ51~75	区分②

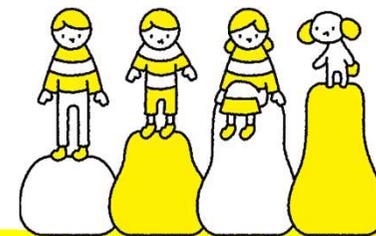
あらたな補助メニュー（まるっとはぐくみ支援）で施設の対応力強化

現状と課題

- 現行制度では、保護者の同意のある児童のみ、こども家庭センターで発達検査を受検し、検査の結果が境界域以上の児童に関しては、こども家庭局幼保事業課の保育士による保育の状況確認をおこない、心理検査結果報告書と保育の状況確認の報告等総合的に判断し、判定会議後、対象または非対象と回答を行っていた。
- すこやか保育事業に対して、受けいれがたい保護者や、すこやか保育を申請していないが、関わりがむづかしい児童など、いわゆるグレーゾーンの児童が教育・保育の現場に多く在籍している。

あらたな補助メニュー「まるっとはぐくみ支援」

- 現行のすこやか保育支援制度の強化を図りつつ、共生社会の担い手をはぐくむ施設の対応力の向上のための新たな補助メニューを追加する。
- 補助メニューを利用して、各施設で専門職を雇用、園内研修など、発達支援に関する事業に取り組む。



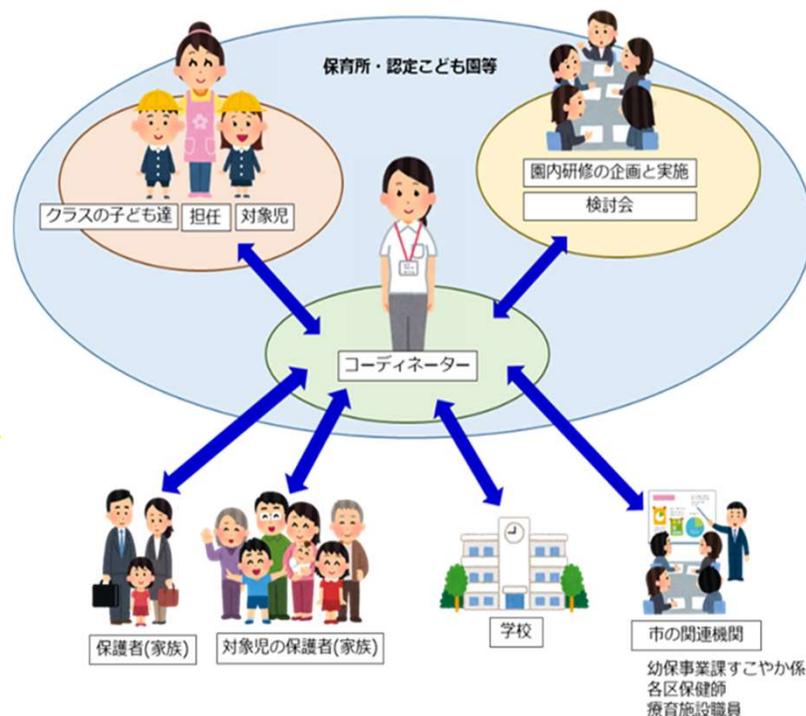
研修の充実

本市の研修制度を拡充し神戸市独自の認定として、「発達支援保育コーディネーター育成研修」を実施し、各施設における発達支援保育に関するコーディネーターの育成を行う

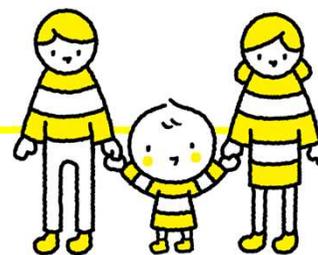
発達支援保育コーディネーターの役割

- ①クラス担任支援
- ②ケース検討会での助言指導や研修計画
- ③保護者や地域の子育て世帯 に対する相談支援
- ④関係機関との連絡調整

「発達支援保育コーディネーターの役割」イメージ図



発達支援保育コーディネーター育成研修



研修の目的

- ▶ 子ども理解をベースにこどもファーストの発達支援のあり方を学び、全研修受講を通して、発達支援保育のコーディネーターを育成する
- ▶ 施設内の担任への支援やケースカンファレンスをコーディネートするの技術を学び、施設内研修をコーディネートする等、所属の施設全体の保育の質の向上を図る
- ▶ 保護者支援や、施設と関係機関（児童発達支援事業所、小学校、自治体など）との連携や調整の重要性を学ぶ。
- ▶ こどもの育ちを切れ目なく支えるために連携や助言相談ができる人材を育成する。

受講対象者

- ▶ 神戸市の保育・教育施設に勤務する職員（主任保育士、主幹教諭、特別支援教育コーディネーターに指名されている職員など、各園の中核職員）
- ▶ すべての研修に参加できる方（3講座）

発達支援保育コーディネーター育成研修

研修内容（案）



- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所インクルーシブ保育システム推進センター 上席総括研究員（兼）センター長 久保山茂樹氏をスーパーバイザーとして依頼し研修内容を構成
- ・ 1回目 「インクルーシブな保育について」 （7月）
～障害児である前に一人のこどもとしての視点で保育を見直しながら 共生社会の担い手をはぐくむ～
- ・ 2回目 「一人ひとりを大切にするクラスの保育をどうしてる？」（9月）
～明日からできるこどもも保育者もスモールステップの指導計画～
- ・ 3回目 関係機関との連携と保護者支援 （10月）

発達支援保育コーディネーターフォローアップ研修（案）

- 令和8年度より コーディネーターのフォローアップ研修を実施を検討（年2回のパッケージ型）



1. 令和6年度 特別支援教育相談センターの状況

特別支援教育相談センターは、①就学相談（5歳児の就学相談、学びの場の変更の相談、中学進学に向けた相談）と②教育相談を柱に子供と保護者、学校とを支えるための教育機関としてその役割を担っている。

また、本センターに出務する通級担当者の研修や自校通級担当者を対象とした研修等の計画運営も行い、特別支援教育に関わる人材育成にも努めている。

(1) 就学相談

① 5歳児の就学相談

- ・就学説明会動画視聴回数（令和6年3月14日～令和7年1月31日） 計3,863回
- ・個別の就学相談の状況 対応件数の比較（令和7年1月末時点での件数）

会場	療育センター	総合教育センター	区会場	合計	年間件数
6年度	63	241	188	492	—
5年度	69	207	145	421	427

※療育センター：まるやま学園、のぼら学園、ひまわり学園

※区会場：市内5区の文化センター等

② 学びの場の変更の相談（幼・小・中学生対象） 電話相談 239件

③ 中学進学に向けた相談

- ・動画視聴回数（令和6年6月28日～令和7年1月31日） 計1,039回
- ・面談による個別相談 84件（令和7年1月末時点）

(2) 教育相談

教育相談に関する対応件数の比較（令和7年1月末時点）

	教育相談受付	学校訪問	検査・面談	医療相談	電話総数
令和6年度	565	731	274	122	2,827
令和5年度	554	731	270	119	2,787

(3) 人材育成に関わる主な研修

LD研修	内容：「読み書き」「ICT・合理的配慮」についての講義・演習 対象：2年目自校通級担当者 小・中の2～4年目拠点校通級指導教室担当者 回数：2回実施（30名・41名）
	内容：アセスメントツールの活用と、支援指導方法の在り方 対象：小・中の拠点校通級指導教室担当者 回数：1回実施（32名）
幼児のアセスメント研修	内容：読み書きの土台となる力を育てるための支援・指導方法 対象：2～5年目幼児通級担当者、及び幼児通級担当者の希望者 回数：2回実施（8名・5名）
特別支援教育相談センター 支援検討研修	内容：子供の実態把握や支援の仕方、相談対応について学ぶ 対象：自校通級担当者と一般教員の希望者 回数：1名あたり5回（34名）

2. 特別支援教育の充実（令和7年度事業）

(1) 就学相談及び地域における学びの場の充実

少子化傾向の中にあって、特別な支援が必要な児童生徒は増加していることを踏まえ、保護者が適切な学びの場を選択できるよう就学相談を強化するとともに、地域の小中学校・義務教育学校における特別支援教育のさらなる充実を図る。

①特別支援教育相談センター等の充実

- ・特別支援教育に関する一元的な相談窓口である「特別支援教育相談センター」の面談体制を強化し、保護者の適切な就学先選択に向けた支援を行う。ニーズに合わせた面談数の増に加えて、特に中学校進学時の相談対応の充実を図る。
- ・新たに学校支援チームを立ち上げて小中学校等を訪問し、児童生徒の実態把握と支援についての助言等を行うことで、地域校における特別支援教育の充実を図る。
- ・視覚・聴覚に障害のある児童生徒が多様な場で学ぶことができるよう、地域校において弱視・難聴学級を順次設置していく。

〔参考〕 就学相談の面談件数

2024(令和6)年度：440組 ⇒ 2025(令和7)年度：550組

②自校通級指導教室の整備

- ・小中学校等の通常学級に在籍している障害のある児童生徒が、通学している学校において、個々の障害に応じた特別な指導を受けることができるよう、新たに19校（小学校15校・中学校4校）に自校通級指導教室を設置する。

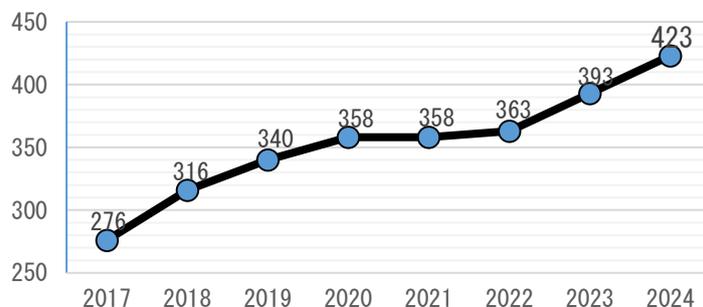
〔参考〕 自校通級指導教室設置校数
 2024(令和6)年度：58校
 2025(令和7)年度：77校
 2026(令和8)年度：100校予定

(2) いぶき明生支援学校の分校設置

2017(平成29)年に開校したいぶき明生支援学校（西区井吹台西町）については、児童生徒数が大きく増加しており、これまで特別教室を普通教室に転用するなどして対応してきたが、2028(令和10)年以降の児童生徒数に対応するため、旧本多聞小学校（垂水区本多聞）の校舎を活用して分校を設置する。

対 象：垂水区西部に在住する知的障害部門の児童生徒（小・中学部） ※最大約120名の就学が可能
 スケジュール：2025（令和7）年度 設計
 2026（令和8）～2027（令和9）年度 改修工事
 2028（令和10）年度 開設

〔参考〕 いぶき明生支援学校の児童生徒数の推移

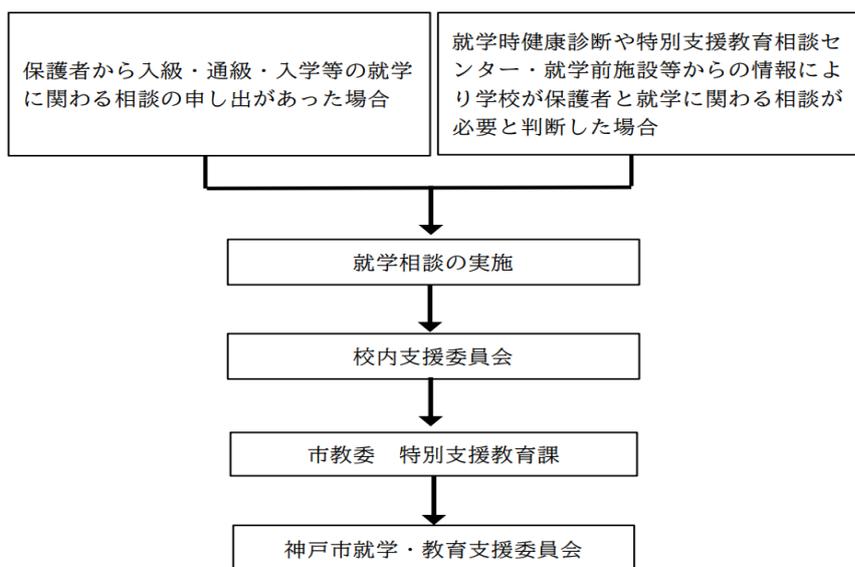


〔参考〕 いぶき明生支援学校の概要

- ・設置学部：知的障害部門（小中高）、肢体不自由部門（幼小中高）
- ・就学対象：垂水区西部と西区に居住する児童生徒等

【参考資料：就学の流れと学びの場】

1. 就学の流れ



2. 学びの場

(1) 通級による指導

- ・通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別の場で受ける指導形態。障害による学習上・生活上の困難を改善・克服することを目的とする指導を行い、社会性やコミュニケーションなどの困難さを軽減し、指導の効果が通常の学級に波及することを目指す。
- ・対象となる障害の状態
自閉症・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害・言語障害（小学生のみ）・難聴（小学生のみ）
ただし、医学的な診断の有無だけにとらわれず、指導の必要性を総合的に判断する。

(2) 特別支援学級

- ・障害種別の学級を小・中学校に設置し、個々に応じた教育課程（自立活動を含む）を編成して指導を行う。
- ・各学級の対象となる障害の状態

障害種別の学級	障害の種類及び程度
知的障害学級	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
自閉症・情緒障害学級	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択制かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの
肢体不自由学級	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
病弱・身体虚弱学級	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
難聴学級	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

※参照：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（文部科学省初等中等教育庁通知 平成 25 年 10 月 4 日付け）」

※障害の判断にあたっては、医師による診断や療育手帳等とともに、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行う。

(3) 特別支援学校

- ・ 障害種別の部門を設置し、部門ごとに教育課程を編成して指導を行う。
- ・ 各部門の対象となる児童生徒の状態

障害種別の部門	
視覚障害部門	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害部門	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由部門	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱部門	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

※参照：「学校教育法施行令第22条の3」

神戸市療育ネットワーク会議
「第10回 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」議事要旨

日時：令和6年3月12日（火）15：00～17：00
場所：センタープラザ西館6階9号会議室

○…委員意見・質問 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

1. 神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制について
＜事務局より資料1、2、3、参考資料について説明後、委員による意見交換＞

【こべっこ発達専門チーム】

- 面接報告書は相談当日に保護者に手渡すとのことだが、渡された保護者の反応はどうか。
- 保護者に対し、子どもの行動観察時の様子やその子に合った対応の助言などを分かりやすく丁寧に説明している。また、児童発達支援事業の利用を勧奨する場合は、近隣地域の事業所一覧表を見ながら、どのような事業所があるか、子どもの発達状況に合った支援を実施している事業所はあるかを一緒に探す等の寄り添った対応に努めている。そのため、結果の報告を受けて保護者が困惑するようなことはこれまでのところない。
- 資料を見ると、M-CHATやPARS-TRを実施するようであるが、面接報告書にはその結果等を記載しないのか。また、これら発達検査結果のデータを今後活用することはあるのか。
- M-CHATやPARS-TRに関しては、こべっこ発達専門チーム（以下、専門チームと表記）内で支援方針の検討の際に活用している。面接報告書には、検査ツールであるKIDSの結果の数値を記載し、保護者に説明している。結果データの活用については現時点で見込んでいるものはない状況である。
- これまで当日のキャンセルはあったか。また、どれくらいの頻度であるのか。
- 当日の体調不良や、申込みはしていたがもう少し様子を見たい等の理由でキャンセルがあった。ひと月に1～2件程度である。
- 療育センター診療所の場合、基本的には障害が中等度以上の障害児が療育の対象となる。発達や障害に関わる様々な相談での申し込みがあると、どうしても診察までの待機期間が発生してしまう。専門チームがまず相談を受けて、適切な機関への繋ぎや助言を行うことで、少しずつ待機期間が短縮されてきている。
- 家族相談の年齢構成見ると、4・5歳の相談が多く、この年齢層の相談ニーズが高いことが分かる。
- 西部療育センター診療所で診察を受けるまでの待機期間が6か月あったものが、2か月に短縮されているとの話があったが、具体的にどのような動きがあったのか。
- 同診療所の待機期間は最も長い時期で約6か月待ちであった。その要因は新型コロナウイルスの影響によるところが大きく、患児・家族の感染・濃厚接触等によって診察が延期されてきた。最近ではコロナの影響も少なくなり、現場も努力してスムーズな診察に努めてきた。そうした状況に、専門チームのモデル事業が開始されたことも相まって、同診療所の待機期間を約2か月程度にまで短縮することができている。
- 家族相談での子どもや保護者の対応状況はどのようなものか。また、その後の状況把握はしているのか。
- 専門チームでは、子どもの発達状況の目安をお伝えしている。あわせて医療や福祉

サービスの必要性を検討し、丁寧に保護者に説明している。

また、発達二次健診・家族相談ともに、区役所で実施しているため保護者にとって利便性が高く、他にも面接報告書をもとに児童発達支援を利用する場合は、同じ区役所内の窓口で申請が行えるなどメリットも多い。

専門チーム対応後の状況把握までは現時点で出来ていない。対応の結果、何を利用したか、子どもの状態がどのようになったか等を把握していくことは今後の検討課題である。

- 身近な区役所で相談ができることは、保護者にとってメリットが大きい。
- 保護者の不安が強い場合も含めて、不安をどのように解消するのが難しい。家族相談では、相談終結となった子どもや保護者へのフォローはどのようにしているのか。
- 家族相談でも相談終結になる方はいるが、もう相談出来ないとか、どこにも相談してはいけないというわけではない。
家族相談を利用して、「子どもの発達状況を聞くことができ、安心した」と不安が解消されたと仰る保護者もいるが、子どもや保護者の状況に応じて、例えば区役所の地区担当保健師に繋いで引き続きフォローを依頼したり、次回の乳幼児健診のタイミングで、保健師から保護者に声掛けをする旨の約束を取り次ぐなどしている。
- こども家庭センターや療育センター診療所を案内しているケースは、どのような発達・障害の程度なのかをまとめ、示してもらえないものか。
- 専門チームがこども家庭センターと療育センター診療所を案内したケースについて、今後分析していきたい。
- 幼稚園・保育所（園）・こども園からの働き掛けによって相談に至ったケースと、保護者自らが相談したケースの比率は分かるか。
- 把握できていない。ご指摘の視点も持ちながら、分析していきたい。

2. 就学時のつなぎ・情報連携について

<事務局より資料4、5、6、7について説明後、委員による意見交換>

【特別支援教育相談センター】

- 就学相談は非常にニーズが高い。
就学相談と教育相談との区別がつきにくいという保護者の声があったので、分かりやすくしていただきたい。
- 問い合わせ先の電話番号が同じになっていることも区別がつきにくい要因となっていると考えられる。周知や受付案内の方法を改善できるよう検討していきたい。
- 就学相談はスマホを使って申し込めるとのことだが、スマホを使えない方はどのくらいいるか。
- ほぼ全ての方がスマホで申し込みいただいている。対応ができない方に対しては、電話で申し込みを受け付けている。
- 幼稚園や保育所（園）などに通っている場合は、所属先を通じて就学相談の案内がある。どこにも所属しない子どもが稀にいるので、案内を知らずに就学相談に行くのが遅くなってしまうよう、更なる広報をお願いしたい。
- 資料の5の「その他」は、どこにも所属してない方ということか。
- 所属先のない方と、他都市からの転居による方である。

- 重度の障害児や肢体不自由児の保護者には、5歳の時点ではなく、4歳頃から早めに相談をするよう助言している。
- 特別支援教育相談センターでは、5歳以前の子どもの相談にも対応している。特に肢体不自由児の場合は、区の担当者と特別支援教育相談センターが連携し、在籍園に様子を見に行かせていただくことがある。
- 就学相談の個別相談時に、サポートブックを作成しているか確認したり、紹介したりしているか。
- 就学相談のWeb申込書に、サポートブック作成の確認項目を新たに追加した。「作成している」にチェックが入れば、サポートブックと同様の入力内容の項目が分かるよう設定している。ただ、就学相談の時間が1件30分と限られているため、サポートブックの説明や紹介を行うことは難しい状況である。

【サポートブック】

- 以前、学校の先生がサポートブックを知らないことがあったので、先生をはじめとする支援者の方への周知に取り組んでいただきたい。
- 支援者向け講座では一定数の参加者がいるが、保護者向け講座は参加者が少ない。例えば、就学相談のチラシ（資料6）の様な内容の分かりやすいチラシがあればより効果的に保護者等に広報できるのではないか。
- 来年度（令和6年度）から5歳児健診の実施についての国の動きもある中、専門チームの更なる拡がりや、サポートブック・ネットワークプランの連携などを踏まえ、必要な方に必要な支援が届く仕組みがより充実していただきたい。

3. 神戸市障害児者相談支援 ～最近の取り組みから見えてきたこと～

<神戸市基幹相談支援センターより資料8について説明後、委員による意見交換>

- ◎・・・神戸市基幹相談支援センター
- ◎現在、各区福祉事務所や障害者相談支援センターでは、計画相談支援の内容や利用のメリット等が書かれているチラシを配布し、説明を行っている。
- 「保健・福祉・教育・医療」で考えると「医療」と「福祉」が一番遠い関係にあると感じる。福祉サービスに関するチラシ等を小児科の待合室などで配付できれば良いのではないか。
- 障害児の短期入所の受け入れ先が不足していて非常に困っていると説明があったが、神戸市の対策はどのようになっているのか。
- 受け入れ先の定員が満床であるとか、事業所の人員の問題等の理由で、受け入れ先が不足しているという状況は把握している。短期入所だけでなく、受け入れができていないサービスが他の福祉サービスでも点在しているため、それぞれに重点を置きつつ、対策を検討していきたい。
- 児童発達支援事業所と地域のつながりの点で考えると、障害児相談支援事業所との連携が重要になってくるのではないか。
- ◎各区自立支援協議会の子ども部会に児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の参加が多く、地域の相談支援専門員も参加して事例検討を行ったり、支援の課題について話し合ったりしている。参加については、事務局に一度お問い合わせいただきたい。自立支援協議会での活動が、相談支援との連携や地域とのつながりを作る場のひとつになると思う。
- 児童発達支援事業所も複数利用する方が増えている中で、長期間で保護者に寄り添える機関がない状況がある。強制力があるわけではないため難しいと思うが、複

数の事業所を利用する場合は、計画相談支援を利用していく仕組みができれば良い。

- ◎手帳の有無にかかわらず、通所先を複数利用の方など、支援が必要な方へ向けて障害児相談支援が届く流れがあれば良い。通所先からの提案で相談支援につながる例もある。区の担当者と障害者相談支援センターが行う定期的な打合せの場で、相談支援につなぐ流れを作っている区もある。
- 障害者相談支援センターの職員は経験やスキルがある。地域の相談支援事業所の相談支援専門員の中には経験が少ない職員が多いので、例えば障害者相談支援センターの職員に併走してもらえたり、障害者相談支援センターから地域の相談支援事業所に繋いだ際は丁寧な引継ぎをしてもらえたりすることで、計画相談支援の普及に繋がっていくのではないかと。
- ◎丁寧な引継ぎや伴走の必要性は、仰る通り。障害者相談支援センターにおいても、障害児支援に関して経験が少ない職員もいるため、経験のある職員を含めたチームで対応するようにしている。その点は、障害者相談支援センターの強みである。また、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所で、新しく相談支援事業所を立ち上げる例が増えており大変心強く思っている。障害者相談支援センターとしても連携していければと考えている。
- 地域の社会資源が足りないという相談が多くある。例えば、短期入所が空いていない、土日の移動支援が利用できない等の話が多い。神戸市内でみると、地域により社会資源が多い少ない等、偏りのようなものはあるか。
- ◎子どもの多い東灘区や西部地域では、小児科クリニックや通所先の数が充実している。子どもの多い地域の相談支援事業所の方が、障害児の支援経験を積めるという傾向がある。

神戸市療育ネットワーク会議／就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議（概要）

1. 趣 旨

本市では、就学前における障害児等の支援を、各区役所、こども家庭センター、療育センター、保育所・幼稚園等の他、通級指導教室、民間の児童発達支援事業所などが連携して重層的に実施している。一方で、関係機関のそれぞれの役割分担や、障害の早期発見から支援までの流れが市民及び支援者にとってわかりにくくなっていること等が課題となっている。

そこで、就学前の発達のご案内になる子ども（*）の支援にかかる現状の課題の整理やニーズの把握を行うとともに、関係機関及び行政担当者等による意見交換や情報共有を通じて、より良い支援体制について検討し、支援の充実を図るため、検討会議を開催する。

なお、この会議は「神戸市療育ネットワーク会議」開催要綱にもとづく施策検討会議として位置付けるものとする。

*「発達のご案内になる子ども」の考え方

日常生活や集団での活動において個別の発達支援を必要とする子ども（医師の診断の有無や障害者手帳の交付の有無を問わない）とする。

2. 委員（2024年度）

※五十音順・敬称略

委 員	神戸市医師会 理事	相原 浩輝
	兵庫教育大学大学院 教授	井澤 信三
	神戸女子大学 教授	植戸 貴子
	兵庫県立こども発達支援センター長	大橋 玉基
	神戸市障害者基幹相談支援センター 統括コーディネーター	柏谷 明子
	神戸大学 名誉教授	高田 哲 ※会長
	神戸市こども家庭局総合療育センター部長（診療担当）	
	社会福祉法人神戸YMCA 福祉会 発達支援事業統括	谷川 尚
	神戸市私立幼稚園連盟 副理事長	綱本 慎一
	神戸市私立保育園連盟 理事	橋本 大介
	関西学院大学 名誉教授	日浦 直美
	兵庫県LD親の会たつの子 副代表	三島 佳世子

行政関係者	こども家庭局副局長	丸山 佳子
	こども家庭局部長（医務担当）	三品 浩基
	こども家庭局家庭支援課課長（母子保健担当）	小澤 恵
	こども家庭局家庭支援課課長（発達支援調整担当）	土井 信忠
	こども家庭局総合療育センター課長（相談診療担当）	疋田 みわ
	こども家庭局幼保事業課長	前田 和彦
	こども家庭局幼保事業課課長（指導研修担当）	下西 由佳
	こども家庭局こども家庭センター課長 （発達相談・判定指導担当）	藤牧 友紀
	福祉局障害者支援課長	黒田 尚宏
	福祉局障害福祉課課長（発達障害者支援担当）	河田 浩二
	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長	甲斐 隆弘
	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課課長 （特別支援教育相談センター担当）	大西 道代
	長田区保健福祉部保健福祉課長	横谷 貴

3. 実施状況

第1回：2020年02月13日	第2回：2020年07月28日
第3回：2020年12月17日	第4回：2021年03月25日
第5回：2021年07月29日	第6回：2021年12月16日
第7回：2022年11月10日	第8回：2023年03月09日
第9回：2023年07月25日	第10回：2024年03月12日
第11回：2025年03月06日	

神戸市療育ネットワーク会議
「就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」について

【検討課題】

- (1) 相談窓口
 - ① 整理・役割分担の明確化
 - ② 受付から相談までの待機期間の短縮
 - ③ 小学校入学へのつなぎ

- (2) 支援の充実
 - ① 支援する側にもされる側にも分かりやすい情報内容の整理
 - ② 行政機関だけでなく、医療機関と障害児相談支援事業所等とが連携して支援

- (3) 情報共有
 - ① 就学時の支援情報の提供
 - ② 支援情報の一元管理・システム化

【実施状況】

	実施日	議題
第1回	2020. 2. 13	検討課題、神戸市における発達の気になる子どもの支援体制、神戸市の乳幼児健診、就学前の発達支援体制検討にかかる実態調査
第2回	2020. 7. 28	神戸市の発達相談の現状、相談窓口の整理・役割分担の明確化
第3回	2020. 12. 17	こども家庭センター調査、こうべ学びの支援センター 神戸市の発達相談支援体制
第4回	2021. 3. 25	神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制（役割・機能の整理） 就学時のつなぎ・情報連携
第5回	2021. 7. 29	就学相談、就学先への情報共有
第6回	2021. 12. 16	神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制（市 HP「子どもの発達に関する相談」） 就学時のつなぎ・情報連携（就学相談、ネットワークプラン） サポートブック
第7回	2022. 11. 10	就学時のつなぎ・情報連携（特別支援教育相談センター、個別の就学相談を活用した情報の流れ） 神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制（相談支援機関の広報、支援の流れ）
第8回	2023. 3. 9	神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制（発達相談支援体制の充実、特別支援教育相談センターの状況） サポートブック（普及啓発、ネットワークプランとの連携）

第9回	2023. 7. 25	神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制（「こべっこ発達専門チーム」、就学相談、サポートブック） 次期神戸市障がい児福祉計画（当会議の意見提出）
第10回	2024. 3. 12	神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制（「こべっこ発達専門チーム」）、就学時のつなぎ・情報連携（就学相談、サポートブック） 神戸市の障害児者相談支援
第11回	2025. 3. 6	神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制（「こべっこ発達専門チーム」、ペアレント・メンター、サポートブック） 神戸市すこやか保育、特別支援教育の充実